



平成 14 年 4 月??日

金融庁

総務企画局信用課御中

拝啓 春暖の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より在日米国商工会議所ならびに欧州ビジネス協会の活動には格別の御理解を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成 14 年 3 月 19 日付で金融審議会金融分科会第二部会第 10 回記録・資料 1 より発表されました「銀行等における保険商品の窓口販売について」に対しまして、在日米国商工会議所の保険小委員会ならびに欧州ビジネス協会の保険委員会は共同で意見を申し上げたくご連絡申しあげます。

「銀行等における保険商品の窓口販売について」によれば、銀行等における窓口販売の対象となる保険商品として、「個人年金保険（定額、変額）、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険」が平成 14 年 10 月 1 日より新たに加えられる方針が決定され、パブリック・コメント等の手続を経て、所要の内閣府令の改正を行うとのことでございます。この方針が固まったことを大変嬉しく思います。

しかし、銀行の子会社や関連会社（本書において、特定出資会社、特定子法人等及び特定関連法人等をいいます。）である証券専門会社による保険商品の窓口販売に関しては、「銀行等における保険商品の窓口販売について」では明確に触れていないことを大変残念に思います。ご存知の通り、既に一部証券会社では個人年金保険（定額・変額）の取扱いを開始しており、これらの保険商品を問題なく適正に販売できることが実証されています。

しかしながら、銀行の子会社である証券専門会社が保険募集を行うことについては、銀行法施行規則第 17 条の 2 第 1 項第 2 号ただし書きにより、親会社である銀行が銀行法第 16 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する保険子会社等を有する場合に限るという限定が付されているため、事実上保険商品の取り扱いが禁じられているという現状にあります。また、貴庁策定の事務ガイドライン（第一分冊 預金取扱い金融機関関係、1 共通事項、1 - 6 子会社等について）では、当該規制を銀行の関連会社に対しても及ぼすことになっています。

証券取引法や銀行法では、銀行に保険商品の窓口販売が認められた時はその子会社や関連会社である証券専門会社にも認められるといったことは明記されていませんが、親銀行や証券会社と同様に、問題を生じないための弊害防止措置等の充実を図る限り、銀行の子会社や関連会社である証券専門会社にも保険商品の販売を認めることが妥当だと思われます。

今次の変更により親会社たる銀行本体にかかる保険商品の取扱いが解禁される際には、「利用

者の利便の向上、販売チャネル間の競争の促進」といった制度変更の趣旨に鑑み、銀行の子会社や関連会社である証券専門会社にも、保険商品の取り扱いを可能にする為の銀行法施行規則改正の準備を早急にお進め頂けますようお願い申し上げます。

今後の検討におかれましては、こうした点についてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

欧州ビジネス協会 保険委員会
委員長 クリスチャン・E・ブレード

在日米国商工会議所 保険小委員会
共同委員長 ジョナサン・D・シューマン

在日米国商工会議所 保険小委員会
共同委員長 アンドリュー J. コンラッド